

条例に関する **Q & A**

Q 障害のない人にも関係がありますか？

A ★社会には障害のある人にとって、毎日の生活を送る上で支障となるバリアがあります。今はバリアを感じない人も歳をとったり、病気や事故により、いろんなバリアを感じることがあります。
★みんなが障害のことを知って、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、バリアがなくなれば、障害のある人だけでなく誰にとっても暮らしやすい社会になると思います。

Q 私たちにもできることがありますか？

A ★周りの人の理解や障害に応じたちょっとした配慮があれば、障害のある人も地域で安心して生活を送り、障害のない人と同じように働いたり、スポーツ・芸術活動などを楽しむことができます。
★みんなが思いやりの心を持って行動し、身の回りで困っている障害のある人がいたら、積極的に声をかけ、みんなで支えることが大切です。
※中面の見開きの配慮の例をご覧ください。

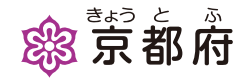


共生社会をつくるための取組の推進

- 啓発活動の推進
 - 障害のある人と、ない人の交流
 - 障害のある人の雇用・就労の促進
 - 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動等の推進
 - 府民等の活動の促進
- 民間の団体が自主的に行う活動について情報提供などを行います。



お問い合わせ
京都府健康福祉部障害者支援課
電話075-414-4611 ファックス075-414-4597
メール shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

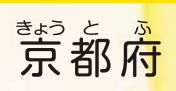


京都府
障害のある人もない人も
共に安心して
いきいきと暮らしやすい
社会づくり条例



平成27(2015)年4月から始まります。

この条例は、障害のあるなしにかかわらず、みんながお互いにかけてあげない個人として尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい社会(共生社会)の実現を目指して、制定されました。
誰もが暮らしやすい社会にするため、みんながお互いを思いやり、支え合う地域社会を築いていきましょう。



京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

現状では、障害のある人が毎日の生活を送る上で支障となる様々な**バリア**(この条例では「社会的障壁」といいます。)があることによって、障害のある人が、地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできていない状況があります。



バリア(社会的障壁)の例

- 物理的なバリア(通行・利用しにくい施設・整備など)
- 意識上のバリア(障害に対する理解が十分でないことから生じる誤解・偏見など)

例えば、このように障害に合わせた配慮をおこなう事が大切です。

視覚障害の方へは

書類をわたすだけでなく読みあげて内容を伝える。



聴覚障害の方へは

口元や表情が見えるようにして、ことばのまとまりを区切りながらゆっくり話したり、筆談や身ぶりで伝える。



知的障害の方へは

ふりがなや絵を用いながら、不安を与えないように、わかりやすい言葉で説明する。



精神障害の方へは

不安を与えないように、ゆっくりやさしい口調で話しかける。



肢体不自由・内部障害の方へは

同じ高さの目線で話す。多機能トイレを障害のない人が長時間利用しない。



ここにある5つの配慮はほんの一例です。

全ての府民が、共に安心して

いきいきと暮らせる社会をつくるためには、

私たち一人ひとりが、それぞれの立場で、

協力し合い、こうした様々なバリアを

なくしていく配慮や工夫をするなどの

取組を進めていく必要があります。



社会的障壁(バリア)をなくしていくための取組

●不利益取扱いの禁止

障害のある人に対する不利益取扱いとなる行為として、8つの分野について「してはならないこと」を定めています。

※ただし、その行為について正当な理由が存在する場合、この条例による不利益取扱いには該当しません。

- 福祉 医療 商品販売・サービス提供
- 教育 労働・雇用 施設・公共交通機関
- 住宅 情報・コミュニケーション

●暮らしやすい社会をつくるための合理的な配慮

障害のある人が、毎日の生活を送る上で支障となるバリアをなくするための配慮について、それを行うための負担が重すぎることにならない範囲で、提供することを求めています。

	府	事業者
不利益取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的な配慮	しなければならない	するよう努力

相談体制と助言・あっせんの仕組み

不利益な取扱いや合理的な配慮に関することなどについて、相談することができます。

- 本人・家族など
相談
- 地域相談員・広域専門相談員
あっせんの申立て
資料提出・説明の要請
- 調整委員会
- 知事 通告
通告に従わない場合
- 公表
不利益取扱いをしたと認められる者が、知事の通告に従わない事に正当な理由がない事の場合、その旨を公表できます。